

総務文教常任委員会

令和3年2月8日（月）

午前10時20分～

第3委員会室

- 1 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 議案審査

企画管理部

- (1) 第2号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

教育部

- (1) 第3号議案 亀岡市みらい教育リサーチセンター条例の制定について
＜説明～質疑＞

- 4 討論～採決

（休憩）

- 5 委員長報告確認

- 6 その他

「亀岡市部設置条例」の一部改正について（案）

1. 改正の趣旨

令和3年度は、第5次亀岡市総合計画のスタート年度となる。総合計画の推進体制を明確にし、「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」の実現を目指した施策を着実に実行していくため、総合計画と総合戦略を積極的かつ着実に推進する体制を構築することを基本に、以下の方向性及び視点に基づき行政組織・機構改革を行う。

○改革の方向性

- ・第5次亀岡市総合計画を推進する体制づくり

○改革の視点

- ・第5次亀岡市総合計画と亀岡市総合戦略を推進する組織・機構
- ・機能的で効率的な市民にわかりやすい組織・機構
- ・社会変化や制度改正等に対応し円滑に事務を執行する組織・機構

2. 改正の内容

(部の設置)

「企画管理部」を「政策企画部」に改称する。

理由

デジタル化等時代の変化に適応する政策企画立案体制を強化するため、「政策企画部」に改称し、情報政策担当を移管する。

「環境先進都市推進部」を新設する。

理由

世界に誇れる環境先進都市を実現する政策推進体制を構築するため、「環境市民部」から環境部門を独立、「環境先進都市推進部」を新設する。

「市民生活部」を新設する。

理由

市民に寄り添う窓口サービス体制を強化するため、市民生活に直結する窓口部門を集約し、「市民生活部」を新設する。

(分掌事務)

- ・市長公室の分掌事務に「シティプロモーションに関すること。」を加える。
- ・政策企画部の分掌事務に、総務部から「情報化の推進及び行政情報システムに関すること。」を移管する。
- ・総務部の分掌事務に、企画管理部から「入札及び契約に関すること。」及び「工事の執行管理及び検査に関すること。」を移管する。

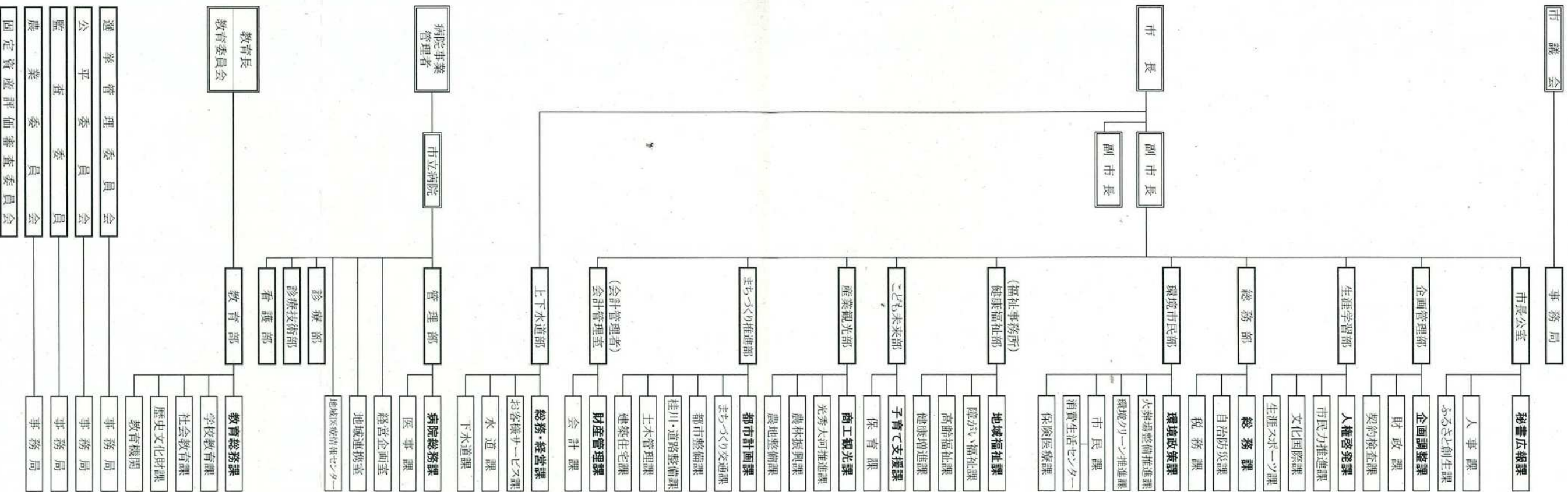
- ・環境先進都市推進部の分掌事務を「環境政策の総合調整及び推進に関すること。」及び「廃棄物処理及び清掃に関すること。」とする。
- ・市民生活部の分掌事務を「市民相談に関すること。」「戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること」及び「国民健康保険、高齢者医療及び国民年金に関すること。」とし、さらに総務部から「税に関すること。」を移管し、「窓口サービスに関すること。」及び「火葬場に関すること。」を加える。
- ・まちづくり推進部の分掌事務から「京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりに関すること。」を削除する。

理由

目指す都市像の実現に向けた推進体制を明確にするため、分掌事務を一部追記する。また部の新設、改変に伴い分掌事務の整理を行う。

3. 施行期日 令和3年4月1日

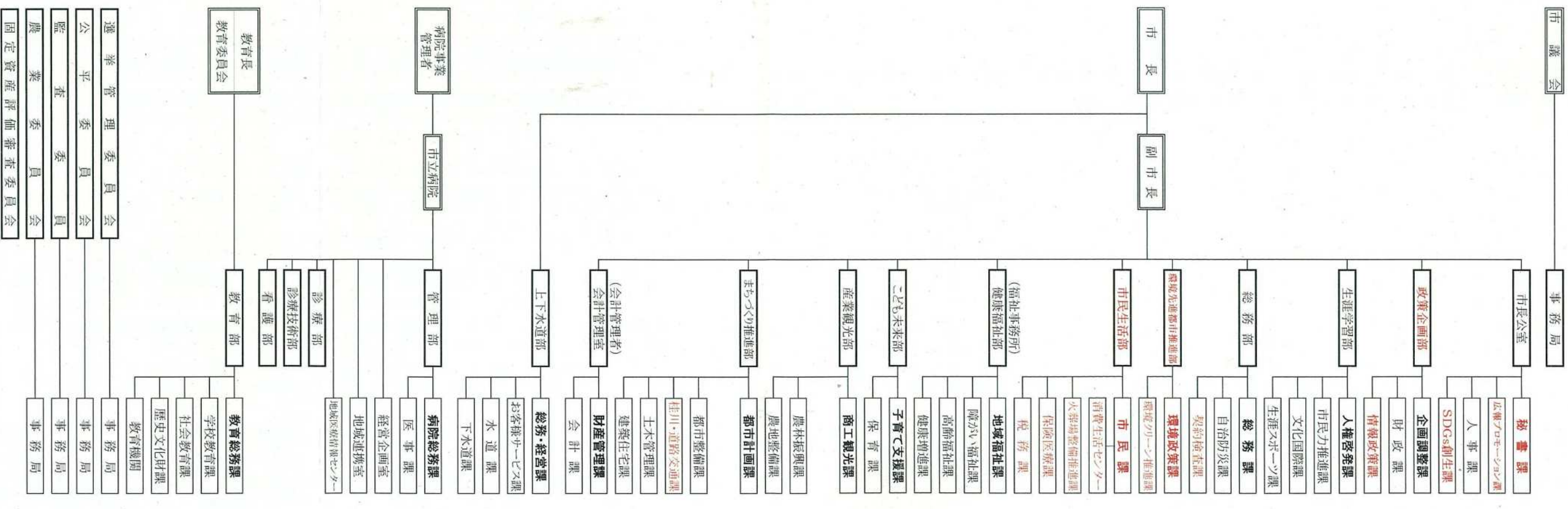
令和 2 年度組織・機構図



※部設置条例による組織体制：1室8部
※組織全体：14部4室46課

※エフワグメスは、建設局担当課

令和 3 年度組織・機構図 (案)



※部設置条例による組織体制：1室9部
※組織全体：15部4室46課

※エフワグメスは、建設局担当課

令和3年度 亀岡市行政組織・機構図(案)

※エントラ大学は、総務担当課



- 議会事務局 2係 (増減なし)
- 市長部局 1室9部34課86係 (1部2係増)
- 公平委員会 1室2課2係 (増減なし)
- 監査委員 1部4課11係 (増減なし)
- 農業委員会 4部2課2室19科3係 (増減なし)
- 固定資産評価審査委員会 1部4課8係 (増減なし)
- 教育委員会 15部4室46課19科112係
- 合計**

亀岡市みらい教育リサーチセンター条例の制定について

- 時代の変遷による新たな教育課題に対する取組を進めるため、その中心的な役割を担う亀岡市みらい教育リサーチセンターを新たに設置することとし、この条例を制定します。

亀岡市教育研究所・亀岡市みらい教育リサーチセンター（仮称）との対比

| ●亀岡市教育研究所条例 【廃止】 |
|--|
| <p>【設置趣旨】</p> <p>亀岡市の生涯学習の基盤を培う教育の振興等を図るため、亀岡市教育研究所を設置する。</p> |
| <p>【実施事業】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 教育関係職員の研修に関する事。(2) 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関する事。(3) 教育相談に関する事。(4) 教育情報の整備及び活用に関する事。(5) 前各号に掲げるもののほか、教育の振興に関し必要な事業 |



| ●亀岡市みらい教育リサーチセンター条例（案） 【新規制定】 |
|---|
| <p>【設置趣旨】</p> <p>亀岡市において社会の変化に対応した教育の創造及び充実を図るため、亀岡市みらい教育リサーチセンターを設置する。</p> |
| <p>【実施事業】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) ICT機器を活用した教育の推進に関する事。(2) 教育関係職員の人材育成に関する事。(3) 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関する事。(4) 教育相談及び不登校児童生徒支援に関する事。(5) 地域学習の推進に関する事。(6) 前各号のほか社会の変化に対応した教育の創造及び充実に関し必要な事業。 |

総務文教常任委員会委員長報告

(3. 2. 8)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、**第2号議案、亀岡市部設置条例の一部改正については**、第5次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、政策企画部、環境先進都市推進部及び市民生活部を設置するなど、部及び分掌事務^{ぶんしょう}の一部について、再編整備を行うものであります。

審査において、持続可能な行政の在り方を認識した上で、SDGsの職務を明確に整理されたいとの意見がありましたが、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第3号議案、亀岡市みらい教育リサーチセンター条例の制定については**、社会の変化に対応した教育の推進を図るため、教育研究所を廃止し、亀岡市みらい教育リサーチセンターを設置しようとするものであります。

教育研究所に関しては、これまで議会において、議論や指摘をしてきた経過もあり、条例制定については事前報告すべきではなかったのかという意見や、リサーチという言葉がふさわしいのかという疑問も出されたところですが、

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、亀岡市みらい教育リサーチセンターについては、変更された名称や設置趣旨を踏まえて、児童生徒及び学校、教職員の現状把握と、それに基づく相談や支援などのサポート体制にも力点をおいて取り組まれるよう指摘するものであります。

以上、簡単であります但本委員会の報告といたします。